

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	サービス付き高齢者向け住宅の登録住宅の目的外使用		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の2		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 第19条の2 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 第22条、第23条、第24条、第25条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	令和7年10月1日	審査基準 最終変更年月日	令和7年10月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(30日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和7年10月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

●高齢者の居住に安定に関する法律

(登録住宅の目的外使用)

第十九条の二 登録事業者は、登録住宅の全部又は一部について入居者を国土交通省令・厚生労働省令で定める期間以上確保することができないときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その全部又は一部を第七条第一項第四号に規定する者以外の住宅確保要配慮者（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項に規定する住宅確保要配慮者をいう。以下この項において同じ。）に賃貸し、又は同法第四十四条第三項に規定する認定事業者（第三項及び第四十三条第二項において「認定事業者」という。）若しくは住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るための援助を適確に実施することができる者として国土交通省令・厚生労働省令で定める者（第三項において「適格事業者」という。）において第七条第一項第四号に規定する者以外の住宅確保要配慮者に転貸させることができる。

二 都道府県知事は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を当該承認に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

三 第一項の規定により登録住宅の全部又は一部を賃貸し、又は認定事業者若しくは適格事業者において転貸させる場合においては、当該賃貸借又は転貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令・厚生労働省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

●国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

(登録住宅の目的外使用の承認を受けるための登録住宅の入居者を確保することができない期間)

第二十二条 法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、三月とする。

(登録住宅の目的外使用の承認の申請)

第二十三条 法第十九条の二第一項の承認を受けようとする者は、別記様式第三号による申請書を、都道府県知事に提出しなければならない。

(住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るための援助を適確に実施することができる者)

第二十四条 法第十九条の二第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。第三号において「住宅確保要配慮者法」という。）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人
- 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 三 前二号に掲げる者のほか、住宅確保要配慮者法第二条第一項に規定する住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るための援助を適確に実施することができる者として都道府県知事が認める者

(登録住宅の目的外使用の賃貸借の期間)

第二十五条 法第十九条の二第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める期間は、五年とする。